（水道法施行規則の一部改正）

第三条　水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第一条第二項の国土交通省令で定める目的） **第一条**　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。 （認可申請書の添付書類等） **第一条の三**　法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。 （事業計画書の記載事項） **第二条**　法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） （工事設計書に記載すべき水質試験の結果） **第三条**　（略） ２　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。 （工事設計書の記載事項） **第四条**　法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （事業の変更の認可を要しない軽微な変更） **第七条の二**　法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一～三　（略） （変更認可申請書の添付書類等） **第八条**　第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。	（令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的） **第一条**　水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。 （認可申請書の添付書類等） **第一条の三**　法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一～十　（略） ２　地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第三号、第六号及び第七号に掲げるものとする。 （事業計画書の記載事項） **第二条**　法第七条第四項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～四　（略） （工事設計書に記載すべき水質試験の結果） **第三条**　（略） ２　前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。 （工事設計書の記載事項） **第四条**　法第七条第五項第八号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一・二　（略） （事業の変更の認可を要しない軽微な変更） **第七条の二**　法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。 一～三　（略） （変更認可申請書の添付書類等） **第八条**　第一条の三第一項の規定は、法第十条第二項において準用する法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第一条の三第一項中「次に」とあるのは「次の各号（給水区域を拡張しようとする場合にあつては第四号及び第八号を除き、給水人口を増加させようとする場合にあつては第三号、第四号及び第八号を除き、給水量を増加させようとする場合にあつては第三号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号、第三号、第五号及び第六号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第二号から第六号までを除く。）に」と、同項第九号中「除く。）」とあるのは「除く。）であつて、新設、増設又は改造されるもの」と、同項第十号中「配水管」とあるのは「配水管であつて、新設、増設又は改造されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。